

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(浄化槽の撤去等の届出)</p> <p>第1条の3 条例第1条の2の規定による届出は、<u>浄化槽撤去(使用中)届</u>（様式第1号の4）により行わなければならない。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(浄化槽の撤去の届出)</p> <p>第1条の3 条例第1条の2の規定による届出は、<u>浄化槽撤去届</u>（様式第1号の4）により行わなければならない。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(浄化槽管理士研修)</u></p> <p>第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める研修（以下「<u>浄化槽管理士研修</u>」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>○</p> <p>(1) <u>法第57条第1項の規定により知事が指定した者が次に掲げる事項について行う研修</u></p> <p>ア <u>浄化槽の構造及び機能</u></p> <p>イ <u>浄化槽の点検、調整及び修理</u></p> <p>ウ <u>浄化槽の清掃</u></p> <p>エ <u>その他浄化槽の保守点検に必要な事項</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める研修</u></p> <p>2 <u>知事は、前項第1号に掲げる浄化槽管理士研修の期日、場所その他当該浄化槽管理士研修に関し必要な事項をあらかじめ告示するものとする。</u></p> <p>3 <u>浄化槽保守点検業者は、毎年6月30日までに、前年度に浄化槽管理士研修を受講した条例第9条第2項の浄化槽管理士について、浄化槽管理士研修受講状況報告書（様式第8号）により所管保健所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(営業所に備える器具)</p> <p>第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(清掃の通知)</p> <p>第9条 条例第10条第2項の規定による通知は、<u>浄化槽清掃通知書（様式第8号）</u>により行わなければならない。</p> <p>(浄化槽管理士証)</p> <p>第10条 条例第10条第3項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、<u>様式第9号</u>によるものとする。</p>
<p>(営業所に備える器具)</p> <p>第8条 条例第9条第3項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(清掃の通知)</p> <p>第9条 条例第10条第2項の規定による通知は、<u>浄化槽清掃通知書（様式第8号）</u>により行わなければならない。</p> <p>(浄化槽管理士証)</p> <p>第10条 条例第10条第3項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、<u>様式第9号</u>によるものとする。</p>	<p>(営業所に備える器具)</p> <p>第9条 条例第9条第4項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(清掃の通知)</p> <p>第10条 条例第10条第2項の規定による通知は、<u>浄化槽清掃通知書（様式第9号）</u>により行わなければならない。</p> <p>(浄化槽管理士証)</p> <p>第11条 条例第10条第3項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、<u>様式第10号</u>によるものとする。</p>

2 [略]

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証の記載事項に変更を生じたときは、浄化槽管理士証書換え交付申請書（様式第10号）により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の書換えを申請しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽管理士証再交付申請書（様式第11号）により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の再交付を申請しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、浄化槽管理士証返納書（様式第12号）により浄化槽管理士証を速やかに所管保健所長に返納しなければならない。

(1)～(3) [略]

(業務実績報告書)

第11条 条例第10条第4項の規定による報告は、毎年、6月30日までに、浄化槽保守点検業務実績報告書（様式第13号）により行わなければならない。

(標識)

第12条 条例第11条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票（様式第14号）によらなければならない。

(帳簿)

第13条 条例第12条に規定する帳簿は、保守点検票（様式第15号）によらなければならない。

2 [略]

様式第1号の4（第1条の3関係）

[略]

浄化槽撤去（使用中）届

浄化槽を撤去（浄化槽の使用を中止）したので、浄化槽法施行条例第1条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
撤去（使用中）年月日	[略]
撤去（使用中）の理由	
撤去（使用中）に当たって講じた措置の内容	

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

2 [略]

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証の記載事項に変更を生じたときは、浄化槽管理士証書換え交付申請書（様式第11号）により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の書換えを申請しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽管理士証再交付申請書（様式第12号）により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の再交付を申請しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、浄化槽管理士証返納書（様式第13号）により浄化槽管理士証を速やかに所管保健所長に返納しなければならない。

(1)～(3) [略]

(業務実績報告書)

第12条 条例第10条第4項の規定による報告は、毎年6月30日までに、浄化槽保守点検業務実績報告書（様式第14号）により行わなければならない。

(標識)

第13条 条例第11条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票（様式第15号）によらなければならない。

(帳簿)

第14条 条例第12条に規定する帳簿は、保守点検票（様式第16号）によらなければならない。

2 [略]

様式第1号の4（第1条の3関係）

[略]

浄化槽撤去届

浄化槽を撤去したので、浄化槽法施行条例第1条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
撤去年月日	[略]
撤去の理由	
撤去到って講じた措置の内容	

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名 ㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽管理士研修受講状況報告書（ 年度分）

浄化槽法施行細則第8条第3項の規定により、浄化槽管理士研修の受講の状況について、次のとおり報告します。

浄化槽管理士の氏名	浄化槽管理士免状の交付番号	研修の名称	受講年月日

備考 研修を受講したことを証する書類の写しを添付してください。

(A4)

様式第8号 (第9条関係)

[略]

様式第9号 (第10条関係)

[略]

様式第10号 (第10条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第10条第3項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の書換え交付を申請します。

[略]

様式第11号 (第10条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第10条第4項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の再交付を申請します。

[略]

様式第12号 (第10条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第10条第5項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証を返納します。

[略]

様式第13号 (第11条関係)

[略]

様式第14号 (第12条関係)

[略]

様式第15号 (第13条関係)

[略]

様式第9号 (第10条関係)

[略]

様式第10号 (第11条関係)

[略]

様式第11号 (第11条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第11条第3項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の書換え交付を申請します。

[略]

様式第12号 (第11条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第11条第4項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の再交付を申請します。

[略]

様式第13号 (第11条関係)

[略]

浄化槽法施行細則第11条第5項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証を返納します。

[略]

様式第14号 (第12条関係)

[略]

様式第15号 (第13条関係)

[略]

様式第16号 (第14条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に定める様式（様式第1号の4及び様式第8号を除く。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

3 施行日前に使用を停止した浄化槽（盛岡市の区域に設置されたものを除く。）に係る届出については、改正後の規則第1条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。